

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び所在地

中外テクノス株式会社

代表取締役 福馬 聡之

広島県広島市西区横川新町9番12号

2. 指名停止期間

令和4年11月1日 ～ 令和4年12月31日（2か月）

3. 事実概要

公正取引委員会は、広島市が発注した特定コンピュータ機器の入札等の参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、北辰映電(株)外10社を違反事業者と認定し、11社に対して排除措置命令及び6社に対して課徴金納付命令を行った。

4. 指名停止措置理由

甲府市の登録業者である中外テクノス(株)が、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第11号ロに該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
11 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 県内の他の公共機関の職員	2か月以上9か月以内
ロ 県外の他の公共機関の職員	1か月以上9か月以内